

○ 財務省告示第十八号  
平成二十七年十二月二十九日施行  
条件等を次のとおり規定する。  
國庫短期財務証券（五百七十八回）

の二令二十七年十二月二十九日  
行第十六号（昭和二十九年六月三十日）  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年五月十四日）  
告示する。政府短期証券（平成大蔵省）

の法律発行の名称及び根拠その規定  
条項及び根拠その規定

四 発行方法の適用  
三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十二年  
る参て札發によく競争は受けけるも日本銀行の規  
も加、と行「といふ。」  
の者財同「といふ。」  
にご務時「といふ。」  
よと大に「といふ。」  
るに臣行「以下札わす。」  
發応がわ「以下札わす。」  
行募各れ及「価れ。」  
へ限国るび「価とる。」  
以度債入価格競い入  
下額市札格競の規定

株式等の振替に関する法律  
下競争付し競て行とし。」  
債に付けるもの銀行の規  
格競争して行とし。」  
入札をする。その規定  
の法律第十五号。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 万 円	万 三 六 四 三 千 万 兆 千 七 三 三 円 百 千 千 二 三 七 十 百 百 二 圓 八 億 十 二 億 千 四 四 千 百 四 十 百 九 十	額 億 額 面 六 面 金 千 金 額 万 額 で 圓 で 三 四 千 兆 七 三 百 千 二 七 百 二 二 百 七 十 億 円	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九		
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振替単位
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 競	
日 日	加 加	払 額	額 限	發 競	I	加 場	行 發	格 競	
平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 日	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ つ き き 百 円	額 面 金 額 と き 支 金 を 、 、 期 そ が の 銀 翌 營 業 業 日 日	額 還 し と 償 は れ 年 三 月 月 行 休 業 業 日 日	償 當 た だ 成 成 成 成 れ 年 三 月 月 行 休 業 業 日 日	上 面 金 額 百 円 の に つ き 募 百 円 格 六 厘 五	額 面 金 額 百 円 の に 応 き 募 百 円 格 三 厘 以	額 額 二 。 數 百 七 年 十 二 月 二 月 百 年 十 金 十 二 月 二 月 百 年 十 金 十 金 最 低 も の 口 座 と 金 簿	

毛額上額 平す額の振  
面の面 成るの記替  
金そ金 二。整載法  
額れ額 十数又の  
百ぞ百 七倍は規  
円れ円 年の記定  
にのに 十金録に  
つ応つ 二額はよ  
き募き 月に、る  
百価百 二月最振  
円格円 二十低替  
六厘厘 一日も額口  
五厘厘 一日の面座  
にに と金簿